令 和 4 年

第7回定例教育委員会

我孫子市教育委員会

令和4年第7回定例教育委員会日程

日 時 令和4年7月28日(木) 午後2時から

場所教育委員会大会議室

日程第1会議録署名委員の指名新山 訓代

日程第2 議 案

議案第1号 我孫子市指定文化財の指定について(文化・スポーツ課)

議案第2号 財産の取得について (学校教育課)

日程第3 諸 報 告

目 次

議案第1号 我孫子市指定文化財の指定について

• • • 1

議案第2号 財産の取得について

• • • • 9

議案第1号

我孫子市指定文化財の指定について

我孫子市文化財の保護に関する条例第4条第1項の規定により、次のとおり 我孫子市指定文化財に指定する。

令和4年7月28日提出

我孫子市教育委員会

教育長 丸 智 彦

提案理由

市内に所在する重要な文化財として、杉村楚人冠陶板句碑を我孫子市指定文化財に指定するため、提案するものです。

本件の指定については、令和4年6月24日に開催された我孫子市文化財審議会に諮問し、令和4年6月24日付けで答申されました。

我孫子市第21号指定文化財

- 1 種 別有形文化財(美術工芸および歴史資料)
- 2 名 称 杉村楚人冠陶板句碑
- 3 所在地 我孫子市緑2丁目4-24 (楚人冠公園内)
- 4 所 見別紙調書参照

杉村楚人冠陶板句碑 指定調書

1)種別

有形文化財 (美術工芸および歴史資料)

2) 名称および員数

杉村楚人冠陶板句碑(台座は含まず) 1基

3) 所在地

我孫子市緑2丁目4-24

杉村楚人冠邸の庭の一部であった通称「観音山」を整備した楚人冠公園 内の小高い丘に設置

4) 構造 形式

円形の石製の台座上に、陶板を組み合わせて将棋の駒のような形状に造られた碑。

正面中央の陶板を4枚並べた面に「筑波見ゆ冬晴の洪いなる空に」という楚人冠の書による俳句を刻む。

背面には

「杉村廣太郎先生楚人冠ト号ス明治五年/紀州和歌山ニ生レ昭和二十年 一世ノ大記者トシ/テコノ地ニ没ス當地ニ在住スルコト三十年ヨク郷/党 ヲ薫陶スコゝニ遺徳ヲ偲ビ先生ノ遺志ニ/ヨリ陶匠河村蜻山氏二嘱シテ之 ヲ建ツ/

昭和二十六年十月

湖畔吟社

我孫子深草窯 蜻山造

助手 忠雄」

と記され、昭和 26 年制作当時我孫子在住の陶芸家河村蜻山の作陶と明記されている。

高さ 158cm、幅(底辺) 155cm、奥行 53cm

石の台座は平成6年楚人冠五十回忌の改修に際し新調した。

5)制作年代

昭和26年 楚人冠七回忌命日(10月3日)に建立(12月9日除幕式)

6) 所見

- ①大型の陶板を組み合わせて作られた句碑である。中央の楚人冠の句を刻んだ部分の4枚は69×55.5cmと特別大きく、陶板1枚ずつも場所によって違いはあるが、33.5cmおよそ1尺の幅を中心に24~43cmの幅、高さ30cm前後と陶板としては大型である。
- ②美術陶芸家が多くなかったころの陶芸家である河村蜻山の作である。陶芸という表現を初めて用いたのは蜻山といわれている。
- ③ 蜻山が 48 歳の時(昭和 13 年 1938) に我孫子に移住し我孫子での作陶を開始したのは、かつて我孫子の文化的中心でもあった柳宗悦邸であり、バーナード・リーチの窯跡があった三樹荘であった。そこで京都の作陶からさらに発展した、陶芸家河村蜻山の多くの作品を生み出した。
- ④蜻山は、家業の京都栗田焼に始まり、染付、窯変、青磁、白磁、三島手、 赤絵、金襴手など多彩な作陶を展開した。我孫子移住後も「陶芸家」とし て活躍し、戦時下も芸術活動を続けるため尽力した。本陶板句碑でも蜻山 の作陶の特徴が見られ、部分によって異なる色調の釉をかけ、側面には三 島手を用いるなど多彩な味わいがある。また、制作が難しい大型陶板を破 綻なく制作した技量にも注目される。
- ⑤蜻山は、杉村楚人冠が主宰する「湖畔吟社」に参加して俳句をたしなみ、 地元との交流にも積極的であった。その縁から、湖畔吟社の発願による杉 村楚人冠の句碑を制作した。
- ⑥句碑がある観音山は、我孫子の町を全国に紹介したり、手賀沼の景観を守る努力をした杉村楚人冠の邸宅の庭にあり、我孫子の町を臨むことができ、 我孫子の文化的側面を今も伝える立地である。

⑦河村蜻山(1890~1967)略歴

京都の陶業の家に生まれ、京都市立陶磁器試験場第3期伝習父の業を継ぐ 明治43年1910神坂雪佳主宰佳都美会創立に参加

大正 14 年 1925 パリ万国装飾工芸博覧会金賞

大正 15年 1926 日本工芸美術会創立 常務委員 日本美術協会審査員など

昭和2年1927 第8回帝展工芸部開設

昭和4年1929 国際美術協会創立

昭和5年1930~帝展審査員

昭和6年1931 日本陶芸協会創立

昭和 11 年 1936~文展審査員

昭和 13 年 1938 我孫子に移住 三樹荘に住み、3 室の登り窯を築き、

深草窯と命名

昭和 16 年 1941 工芸美術作家協会創立

昭和 18 年 1943 美術統制会設立

昭和 24 年 1949 第 1 回千葉県展開催 県展委員

昭和 26 年 1951 楚人冠句碑

昭和 27 年 1952 日展参事

昭和 33 年 1958 日展評議員

昭和34年1959鎌倉に移住 浄智寺近くに窯を移す

昭和37年1962 明月谷に鎌倉明月窯をつくる

昭和 38 年 1963 日本芸術院恩賜賞綬賞

昭和 40 年 1965 日展監事

昭和 41 年 1966 勲四等旭日小綬章

昭和 42 年 1967 鎌倉市で没

7) 結論

杉村楚人冠陶板句碑は、所見①~④に述べるように、河村蜻山の陶芸の粋が見られる大型の句碑であり、蜻山の力量を伝える優れた作品である。陶板句碑は、我孫子の文化に寄与した杉村楚人冠を偲ぶため、楚人冠自筆の句「筑波見ゆ冬晴れの洪いなる空に」を刻んだものであり、制作事情についても背面に刻まれた銘文により明らかである。現在、旧観音山の楚人冠公園に建っている。

また、作品の成立背景として、我孫子の文化的性格が大きく影響している。河村蜻山は陶芸家としての立場をより確立するために、京都から我孫子に移住し、柳宗悦邸三樹荘に居を構え、バーナード・リーチの窯跡に新しく深草窯を築き、作陶した。そして湖畔吟社をはじめ地元との交流も盛んに行い、我孫子尋常小学校で楽焼きの教室も開き、地域と密着していた。

以上のように、河村蜻山作・杉村楚人冠陶板句碑は、杉村楚人冠邸庭園であった観音山に立地し、その制作背景もわかる優れた陶芸作品である。したがって、美術工芸作品として、歴史資料として価値ある有形文化財とみることができ、人々の記憶と記録に関わる近代の我孫子遺産として、我孫子市文化財として適当と思われる。

(金丸和子)

現在の杉村楚人冠陶板句碑



現在の杉村楚人冠陶板句碑 (側面拡大)

現在の杉村楚人冠陶板句碑(句碑部分拡大)



現在の杉村楚人冠陶板句碑(裏面)



杉村楚人冠陶板句碑除幕式のようす

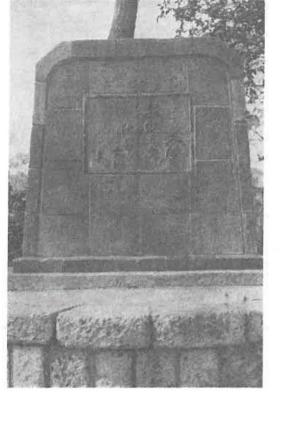


河村蜻山と杉村楚人冠陶板句碑



242 楚人冠碑 緑·楚人冠公園

陶製 隅角櫛形 一三五×一三〇×四〇㎝昭和二十六年(一九五一)



筑波見ゆ

冬晴の

洪いなる

空に

楚

(裏

お村廣太郎先生楚人冠ト号ス明治五年が村廣太郎先生楚人冠ト号ス明治五年

昭和二十六年十月

湖畔吟社

蜻山造

我孫子婦家窯

忠雄

※当地方只一の塼塔。

『我孫子市史資料』金石文篇Ⅱより

議案第2号

財産の取得について

市内小中学校19校に大型液晶ディスプレイを配置するため、次のとおり財産を取得する。

- 1 取得する財産 65型大型液晶ディスプレイ 111台
- 2 取 得 価 格 21,709,380円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 1,973,580円)
- 3 取 引 先 流山市松ケ丘1丁目462番地の90 広文堂NEW・DX株式会社 代表取締役 町田 広二郎

令和4年7月28日提出

我孫子市教育委員会

教育長 丸 智 彦

提案理由

市内小中学校に設置しているテレビの老朽化が進み、更新が必要なことから、児童生徒の効果的な学習環境を整備するため、大型液晶ディスプレイの購入について議会に上程されるよう、市長に依頼するものです。